平成２５年（フ）第６５９号
名古屋市昭和区西畑町43番地の１
破産者　有限会社シャドウ
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６０号
名古屋市中川区江松５丁目610番地
破産者　株式会社セレクターズ
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県小野市敷地町811番地の１
破産者　株式会社シー・ジー・エル
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２４号
兵庫県西脇市坂本50番地の１
破産者　有限会社西山工業所
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２７０号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬71番地１
破産者　亡小林正久相続財産
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
佐賀市兵庫町大字藤木1018番地１
破産者　株式会社大和フーズ
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
熊本県天草市牛深町3460番地111
破産者　小島　龍介
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１３号
東京都稲城市長峰３丁目８番地３―1207
破産者　加藤　正明
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７６号
愛知県犬山市大字羽黒字貴船浦20番地10
破産者　有限会社ヒロ
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２８号
三重県津市末広町10番13号
破産者　草深　紀雄
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０号
三重県津市末広町13番５号　コーポテラノ１階、前住所三重県津市末広町10番13号
破産者　草深　秀樹
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６５２号
岡山市南区築港元町２番５号　レジデンス山地201号、開始決定時の住所岡山市南区豊成３丁目15番15号　アルファウイズ芳泉103号
破産者　山本　洋介
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１５１号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2966番地16
住ノ江住宅４－５号
破産者　武富　　悟
１　決定年月日　平成25年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４６号
栃木県小山市大字犬塚51番地186
破産者　中本　　昇
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４７号
栃木県小山市大字犬塚51番地186
破産者　中本　敏子
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１８０号
さいたま市緑区大字大門2868番地20　アルカサール・アイダ９―102
破産者　阿部　洋嗣
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
佐賀県藤津郡太良町大字多良1628番地３
破産者　田﨑　　誓
１　決定年月日　平成25年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２４号
岩手県奥州市江刺区伊手字曽木田129番１地
破産者　高橋　竹夫
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１７９号
山形市城南町２丁目３番５―201号　ヴィスティージュ城南、開始決定時の住所山形市双葉町１－８―10　クオリア双葉401号
破産者　中村　勝彦
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７４号
愛知県半田市青山２丁目５番地の１　サン青山１H号
破産者　桝田　高子
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部